

新利根川土地改良区任期満了による役員（理事・監事）の改選について

- (1) 選挙の期日 令和5年3月20日（月）  
 (2) 投票開始の時刻 午後3時00分より  
 (3) 投票及び開票所 新利根川土地改良区会議室（第173回通常総代会会場）  
 (4) 選挙する役員の数及び投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数  
 理事17人 監事5人

被選挙区	被選挙区域	定数	
		理事	監事
第1被選挙区	稲敷市 伊崎 戊渡 柴崎 太田 下太田 南太田 寺内 小野 堀川 伊佐津	3人	1人
第2被選挙区	稲敷市 桑山 駒塚 椎塚 高田	1人	
第3被選挙区	稲敷市 浮島 阿波 甘田 須賀津 四箇 神宮寺 上馬渡 下馬渡	3人	1人
第4被選挙区	稲敷市 新橋 清水 町田 東大沼 市崎 福田 中島 幸田 脇川 釜井 伊佐部 阿波崎 下須田 清久島 余津谷 橋向 押砂 曲渕 四ッ谷 六角 結佐 八千石 佐原組新田 手賀組新田 上須田 上之島 石納 佐原下手 西代 八筋川 境島	7人	2人
第5被選挙区	河内町 長竿 片巻 下加納 和銅谷 金江津 平川 十三間戸	3人	1人

- (5) 立候補または推薦届出の期日  
 令和5年3月15日（水）～令和5年3月17日（金）迄  
 午前8時30分より午後5時迄 新利根川土地改良区事務所  
 （候補者届、認印、本籍記載の住民票）  
 （役員<sup>の</sup>被選挙権）

第一条 次に掲げる者は、役員<sup>の</sup>被選挙権を有しない。  
 1. 組合員でない者 2. 法人 3. 未成年者（18歳未満）  
 4. 破産者で復権のできないもの 5. 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

- ※届出人が定数を超えないときは、無投票当選となる。  
 ※届出人が定数を超える被選挙区があるときは、その選挙区の候補者につき、全総代の投票により当選を定める。  
 ※次期役員<sup>の</sup>任期（令和5年4月4日～令和9年4月3日迄）